

「胎児条項」の意味するもの

安積遊歩

DPI 女性障害者ネットワーク

1994年のエジプト・カイロでの国連主催による「国連人口・開発会議」で、私は優生保護法の差別性を世界に向けて訴えた。障害をもつ人を“不良な子孫”と決めつける条文は、3年後に削除され、「優生保護法」という名前も「母体保護法」と、奇妙な名称に変わった。長い長い間の障害をもつ人への差別がこれで一段落かと思ったのもつかの間、最近、「胎児条項」という言葉がマスコミにしばしば登場するようになった。

私は1996年、優生保護法が文言としてなくなった年に、自分と同じ障害をもつ娘を産んだ。40年かかって自分のからだを肯定できるようになった、その証しのように、今まで不妊症だと思っていた私に、新しい命が宿ったのだ。障害をもつ人たちは、子どもは「五体満足」で生まれてほしいというこの優生思想社会にあって、すさまじい自己否定感を募らせながら生きている。私も特に10代、20代のころは、自分のからだだが、この社会からまったく歓迎されていないのだと、つくづく辛い日々を生きていた。

しかし、その辛さを強いてくるのは、私自身のからだではなく、この社会のシステムであり、まなざしのだと知ってからは、それをどう反転させるかに全力投球してきた。からだを障害のない人に合わせて変えるのではなく、社会を障害をもつ人に生きやすいものに変えること、これは私の生涯をかけた闘いであり、使命である。そしてその闘いは、いまでも気の休まることなく続いている。



医学や科学の進歩は、一体誰の幸せを願っているのだろうか。遺伝子操作や出生前診断などという技術は、誰にとつての幸福となるのだろうか。私たちは「専門家ではないから何も分からない」ということで、沈黙を強いられ続けて来た。そのために「命とは何か」という根元的な有様にまで、技術や科学の介入を許してきてしまった。

私と同じ障害をもつ友人は、出生前診断で々と3人の胎児に障害を宣告され、中絶に追い込まれた。表向きは彼女の決断ということになっているが、古い農家の嫁となった彼女が、周りのまなざしや圧力に抵抗できない立場にあったことは、火を見るよりも明らかだ。体をぼろぼろにした挙げ句、ようやく4人目の子を産み育てている彼女に、「出生前診断は幸福をもたらす技術である」と誰が傲慢にも言えるのだろうか。

健康な子供を産まなければならないという圧力に、一層拍車をかけるような「胎児条項」に私は深い怒りと悲しみを覚える。私たちの社会が目指すべきことは、「どんな命でも生まれておいで」と言える精神的豊かさと成熟であると、信じてやまない。

私が幼かった頃には、周りには障害を持つ仲間が一人もいなかった。そんな中、母も、私も、私がここまでよく生き延びてきたと感動する。いま、私には仲間がいる。生きることを応援してくれる仲間がいる。この仲間づくりこそが、「胎児条項」の提案よりも、1000倍も大切なことだと、私は誠実な医療関係者たちに伝えたい。